

令和6年度台東区介護保険サービス事業者等指導監査実施方針

令和6年5月1日
6台福福第184号

1 基本方針

台東区介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱（平成21年11月1日21台福介第648号。以下「要綱」という。）第4条に定める指導は、要綱第3条に定める介護保険サービス事業者等に対し、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に、介護給付等対象サービスの質の向上及び保険給付の適正化を主眼として実施する。

また、要綱第5条に定める監査については、法令・指定基準の違反、介護報酬の不正請求又は不適切な介護サービスの提供が明らかな場合に、介護保険制度への信頼維持及び利用者保護に主眼を置いて速やかに実施する。

なお、指導及び監査の実施に当たっては、東京都及び関係区市町村並びに東京都国民健康保険連合会と適宜連携し、指導検査体制の一層の充実・強化を図る。

2 指導の重点項目

(1) 人員基準

- ア 人員基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。
- イ 架空職員により人員基準を満たしているような状況はないか。

(2) 設備・運営基準関係

- ア 事業の運営を行うために必要な設備等を備え、適切に使用しているか。
- イ 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- ウ サービス提供を開始するに当たり、利用申込者又はその家族に対して内容及び手続の説明並びに同意（個人情報の利用を含む。）が、適切に行われているか。
- エ 個別サービス計画の作成、見直し及び記録等が個々の実態に即して処理されているか。
- オ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づく身体拘束の廃止や、人権侵害への防止に向けた取組が行われているか。
- カ 非常災害時の対応について、火災や地震、風水害等に関する具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、避難・救出訓練の実施、災害への備え等の対策をとっているか。
- キ 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止対策が講じられているか。
- ク 感染症及び災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築しているか。
- ケ 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。

コ 日常生活費に要する費用の取扱いが適切に行われているか。

(3) 介護報酬関係

介護報酬算定に関する告示、通知等を適切に理解したうえで、加算・減算等の基準に沿って介護報酬が請求されているか。

3 監査の重点項目

- (1) 不正な手段により指定を受けていないか。
- (2) 無資格者によりサービス提供が行われていないか。
- (3) 人員基準違反等の状況の下、サービス提供が行われていないか。
- (4) 架空、水増しにより不正な介護報酬の請求が行われていないか。
- (5) 書類の提出や質問に対して虚偽の報告や答弁がされていないか。
- (6) 利用者からの利用料の受領は適切に行われているか。
- (7) 業務管理体制が実効ある形で整備され機能しているか。
- (8) 高齢者虐待防止法に定める虐待に該当する疑いのある、必要以上の身体拘束や、人権侵害が行われていないか。

4 運営指導及び監査の実施単位及び実施体制

(1) 実施単位

サービス事業種別ごと又は施設を単位として実施する。なお、社会福祉法人検査が行われる場合にあっては、当該検査と併せて運営指導を行うよう努めるものとする。

(2) 実施体制

運営指導を行う場合にあっては、区の職員2名以上で検査班を編成するものとし、施設又は事業の規模・内容、事案の性質に応じ、適宜再編するものとする。

5 指導の実施方法

(1) 集団指導

一定の場所に指導対象サービス事業者等を集め、講習等を行う方法もしくは、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等をいう。以下同じ。）の活用による動画の配信等の方法により、年数回実施する。

(2) 運営指導

原則として、実施単位ごとに日程等を策定し、介護保険サービス事業者に事前に資料提出を求めて確認の上、対象事業所に赴き実施する。

なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくとも確認できる内容については、必要に応じ、事業所の関係者等を呼び出し、執務室等において実施する方法及びオンライン等を活用した方法で確認する。

6 指導の対象選定

要綱第4条第3項に掲げる基準に基づき、原則として集団指導及び運営指導を行う年度の4月1日時点で現存する指定事業所とする。ただし、年度途中に指定を受

けた事業所についても、必要に応じて指導の対象とする。

7 その他

(1) 業務管理体制確認検査

業務管理体制の整備状況に係る確認検査については、一般検査として、書面又は実地による検査を実施する。

(2) 基準省令等の改正及び報酬改定

令和6年度に国の基準省令等の改正、及び介護報酬改定が行われたことから、運営指導において、基準や基本報酬、加算算定が適正であるか確認する。また、経過措置期間が終了となった介護報酬改定における改定事項についても適合状況を確認する。